

平成26年4月9日

於・1002会議室（10階）

第1004回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議會

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項	
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第10号)	1
(2) V-H i g h帯を使用して行う移動受信用地上基幹放送の業務の認定について (諮問第11号)	10
3. 報告事項	
○ 「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」について	17
4. 閉 会	30

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたしますので、総合通信基盤局の職員に、入室するように連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（諮問第10号）

○前田会長 皆様お集まりいただきましてありがとうございます。それでは審議を開始させていただきます。最初に諮問第10号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案について」につきまして、新井衛星移動通信課長からご説明をお願いします。

○新井衛星移動通信課長 はい。それでは諮問第10号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案につきまして、お手元の資料に基づきご説明いたしたいと思います。こちらの資料でございますけども、1枚おめくりいただきまして、別添の1をご覧ください。

まずインマルサットシステムの高度化に向けた制度整備についてご説明いたします。現在我が国では英国インマルサット社によります衛星によるBGAN、Broadband Global Area Network型システム及びD型システムによる衛星通信サービスが導入されております。BGAN型システムにつきましては、高速通信を目的としたシステムでございます。ブロードバンド環境の実現や、通信手段の断たれた災害現場や被災地、有事発生時における現場からの映像伝送等の手段として使用されております。D

型システムにつきましては、低速ではあるものの小型の端末を使用することにより、海洋ブイ等に端末を設置し、その位置情報を取得する、移動体の運航を管理する等、主にM2Mの通信用途で利用されております。今般インマルサット社により、従来のサービスの一層の高速化を可能とする、High Data Rateサービス及びIsat Data Proサービスの提供が開始されたことから、変調方式等を追加する等、電波法施行規則及び無線設備規則の一部改正を行うものでございます。

今回の改正の効果についてでございますが、例えばD型におきましては、従来よりも約1.5倍の高速化を実現することになります。これで、これまで海洋ブイの位置情報程度しか伝送できなかったものが、海洋ブイに設置されました各種のセンサー情報、例えば海洋の水温ですとか塩分情報、陸上におきましては、例えば車両のタイヤの空気圧、そういった情報の送信が可能となるといったことが想定されております。

なお本件につきましては、国際的にも統一されましたインマルサットシステムの規格を国内でも制度化するものでございます。国内において当該システムに既に割り当てられた周波数等の範囲内での導入となることから、他の無線システムの混信等の影響を与えることはございません。また今回の制度改正は、これまでのBGAN型システム及びD型システムの規定に対しまして、新しい変調方式等を選択可能とするものでございます。したがって従来システムに制限がかかるものではございません。本件につきましては、本年3月1日から3月31日までの期間で意見募集を実施した結果、2件の賛同意見をいただいております。

続きまして船舶共通通信システム等の普及促進に向けた制度整備等につきまして、別添2をご覧くださいと思います。本件につきましては大型船と小型船との衝突事故が依然として後を絶たないことから、船舶の安全航行や衝突防止に有用であるAISと呼ばれる船舶自動識別装置の一部機能を省略しました簡易型AISや、小型漁船などが任意で搭載可能な船舶共通通信システムの小型船舶への早期搭載を促進するために制度整備を行

うものでございます。大型船舶につきましては、海上における人命の安全のための国際条約、SOLAS条約と申しておりますが、SOLAS条約や船舶安全法によりまして、AISや国際VHFの搭載義務が課されておりますが、小型の漁船やプレジャーボートにつきましてはその搭載義務がございません。大型船舶と小型船舶が洋上で危険な見合いとなった時に、AISが搭載されていない場合は大型船舶が目視やレーダー以外で小型船舶の動静を把握できないというようなことですか、小型船舶に船舶共通通信システムが搭載されていない場合は、お互いに通信する手段がないといったことから、総務省では平成21年に簡易型AISと船舶共通通信システムを導入するための制度整備を行い、その普及に努めて参りました。しかしながら20t未満の小型船舶の数は約60万隻ございますが、簡易型AISの搭載船数は約700隻、船舶共通通信システムの搭載船数は約5000隻に止まっております。したがってこれら設備を更に普及させていく必要があるのではないかとこのように考えております。

このような状況の中で、総務省では昨年秋から船舶共通通信システム搭載の意向につきまして、漁業関係者やマリナー関係者へのヒアリング等を実施した結果、4割の方はこれらの設備の必要性といったものは認識されておりますが、搭載するにあたりまして免許手続の簡素化ですとか、定期検査の省略ですとか、そういったことを求める声が多く出されていたところでございます。

今般これらの状況を踏まえ検討した結果、簡易型AISにつきましては、まず無線従事者の資格が不要であること、これまでの定期検査におきまして電波の質等において不可に該当する事項がないこと、また運用上における不具合等の報告がないことなどから、定期検査を行わないとしても、電波監理上支障がないと判断し、今回省令を改正するものでございます。また諮問案件ではございませんが、レーダーのみを設置しております船舶に簡易型AISや船舶共通通信システムを設置する場合の免許手続の簡素化に係る告示の改正についても併せて行いたいというふうに考えております。

これらの制度整備を行うことによりまして、免許人の検査にかかる費用が1万5000円から6万円程度軽減され、免許手続の迅速化が図られることから、簡易型AISや船舶共通通信システムの搭載が進み、海難事故の減少に寄与するものと期待しているところでございます。

次にAISの技術基準の改正でございます。これはこの資料のオレンジのところでございますけれども、船舶に搭載するAISや海岸局設備に使用しますAISに係る技術的特性につきましては、国際的にはITU-R勧告、M. 1371に規定されているところでございます。本件は船舶に搭載するAISに係る部分についての勧告改訂に伴い、国際的な基準と国内規定との整合性をとるためのものでございます。ITU-R勧告の主な改訂内容は、資料にもお示ししておりますが、デジタル選択呼出装置による送信機能が不要となりまして、受信機能のみを有すればよくなったこと、それからAISの周波数のチャンネル間隔について、25kHzの場合と12.5kHzの場合がそれぞれ規定されておりましたが、12.5kHzの間隔の場合の規定が削除されたこと、また電力低下時の空中線の電力が2Wから1Wに変更されたことでございます。

本件につきましては3月4日から4月3日まで省令等の改正案についての意見募集を行いました結果、2件の賛同意見をいただいております。

最後に別添の3でございます。こちらは広域監視可能な複数地点受信方式航空監視システムの導入に向けた制度整備でございます。こちらは通称WAMというふうに申しております。Wide Area Multilaterationの略称でございます。一方、現在地上の空港内を走行する航空機や車両等を平面的に監視するため、各空港に複数地点受信方式航空監視システムが導入されております。この左側の絵でございます。今般ICAO（国際民間航空機関）におきまして、国際民間航空条約の改訂作業が進められていることに伴いまして、空港周辺上空を航行する航空機につきましても立体的に範囲を拡大し

て監視可能とする複数地点受信方式航空監視システムの導入に向け、無線設備規則の一部改正を行うものでございます。

左側の絵の現行の複数地点受信方式航空監視システムでございます。航空機には地上から管制を行うために、ATCトランスポンダという設備が設置されており、その搭載装置から送信される信号を地上の受信装置で受信いたしまして、その受信装置間の受信時刻の差を距離差に換算いたしまして、航空機の位置を算出する仕組みというふうになっております。基本的には左の絵のシステムと右の絵のシステムはシステムの仕組みというものは同じなのでございますが、右側の方は垂直方向の位置といったものを三次元的、立体的に把握する必要があることから、左側に比べて1以上の受信装置といったものを必要といたします。

今回無線設備規則の主な改正内容でございますが、航空機のATCトランスポンダは航空機同士の衝突を回避する目的で、常に信号のやり取りをしております。したがって、その動作といったものを阻害することがあってはならないわけでございますが、当該システムからこのWAMの新しい複数地点受信方式航空監視システムからの質問信号によりまして、ATCトランスポンダが占有される時間がレーダーの画面の刷新の時間間隔、約1秒でございますけれども、それに対しまして2%を超えないように規定いたします。また空港周辺といったものは大変航空機の数が多いので、全ての航空機から一斉に応答信号が入ってきて、干渉によりまして信号の判別が困難となる状況を防ぐために、必要に応じて周辺機を距離別に分別して応答を順番に求められる機能といったものを規定します。この無線設備規則の2点目のところでございます。

当該システムの実現によりまして、霧ですとか雨などの非常に視界が悪い時に、同時に平行進入、出発の航空管制といったものが可能となります。これによりまして、物理的には成田空港の離発着数を現行年回22万回でございますけれども、最大30万回に増加可能となるというふうに考えられております。これがこのシステム導入の効果でございます。

あと他の無線局の混信等の影響でございますけども、改正後のシステムは現行のシステムと比較いたしまして、電波の質に差はないということから、他の無線システムへの混信等の影響を与えるものではございません。

また本システムの技術的条件につきましては、情報通信審議会において昨年の5月17日から12月13日まで審議会が行われ、本日諮問いたしました設備規則の改正案は、その答申の結果を踏まえたものでございます。また本件につきましては、本年3月4日から4月3日までの間で意見募集を実施しており、結果としましては特段の意見はいただいておりません。

以上3件の説明でございますが、本日答申が行われた場合は速やかに電波法施行規則等の改正を行いたいというふうに考えております。あとの資料にご審議いただく省令案を規定しておりますので、案のとおりご答申いただければと思います。説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。ただ今の件につきましてご質問、ご意見等ありますか。

○原島代理 3件とも具体的な動向に合わせる、あるいは小型船舶への早期搭載促進、そういうふうに非常にいいことだと思っておりますが、ちょっと簡単なことを質問させていただきたいのですが、まず2の小型船舶ですけれども、幾つかある中で一つは定期検査が必要だったものを、定期検査を行わない無線局に加えるという、そういうことですけれども、従来はどのくらい定期検査があったんでしょう。

○新井衛星移動通信課長 簡易型AISのみであれば5年に1回でございます。

○原島代理 5年に1回。でもやっぱり5年に1回ということでいろいろなことがある、それを簡易化したということで。

それからもう一つ、3番目なのですけれども、従来は地上の空港内であったものを空港周辺上空までということですが、これは電波の到達範囲が広がるという意味を持っている

のか、あるいは実際の処理の方で2次元的なものを3次元的なものにしたという、そういうことなのでしょうか。データということでは従来とほとんど変わらないというふう
に思っていますのでよろしいのでしょうか。

○新井衛星移動通信課長 これは、電波の質等につきまして同じ、全く同じ周波数を使用
するものでございまして、この受信装置を例えば成田空港からもっと更に遠くのところま
で立体的に監視するために、受信装置を多く設置することによって距離を伸ばして監視す
ることは可能になるというシステムでございます。

○原島代理 遠くまで電波を飛ばすとか、そういう意味ではないわけですね。送り出す側
で言うと。

○菅田衛星移動通信課企画官 装置自体は同じ装置を使いますので、今まで2次元の平面
を位置特定するのに3台の受信機が必要であったものを4台使うことによりまして、立体
的に捉えるということでございます。

○前田会長 他にはいかがでしょう。

○松崎委員 装置の費用はどのようなのですか。4台使うことによって費用はどのくらいかか
るのでしょうか。

○新井衛星移動通信課長 恐らく費用はかかってこられると思いますが、いかほどかとい
うところの試算はしておりませんが、これを導入いたしますのは正に国土交通省の航空局
の方で導入いたしまして、実際に成田空港や羽田空港で導入をしたいというような意向は
ございます。

○松崎委員 費用負担は総務省ではないということですね。

○新井衛星移動通信課長 はい。

○松崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長 もっと広い範囲でコントロールできることで、離発着がたくさんできるとい
う、そちらのメリットで十分賄えてしまうということですかね。

2件目の船舶の簡易型AISは、直接的なメリットはその定期検査を行わないということだけというふうに考えていいのですか。元々無線従事者資格は要らなかったのですよね。

○新井衛星移動通信課長 はい。

○前田会長 今般緩和したのは定期検査を行わないということだけなので、特に簡易なものが新しくできたというわけでもないということですから、費用面で多少はよくなるかもしれないけど、何らかの促進措置、制度がないとなかなか普及しないのかなという気がします。現実には、例えば漁業無線だとか携帯電話とかを使用して皆それぞれ自分で勝手に、こういう安全の仕組みとは無関係なものでやり取りを行っているんでしょうね。

○新井衛星移動通信課長 はい。今ご指摘ありましたが、携帯電話でございますけども、実際に大型船と小型船が近付いた時に緊急で連絡を取る時には、携帯だとお互いの番号がわかりませんので、そういった時にやはりこういった。

○前田会長 そうですね。

○新井衛星移動通信課長 国際VHFっていうのがあるということと、チャンネル一つで、ボタン一つで相手の船と連絡できますので、必要になってくるかなということでございます。それとあと今回の改正、ご審議いただきます定期検査の省略に伴いまして、先ほど告示の話をいたしましたけども、定期検査だけではなく落成検査の時にも、現在レーダーのみを設置している無線局につきまして、落成検査、新しく簡易型AISですとか船舶共通通信システムをつける時には検査が必要な場合もあったわけでございますが、今回その検査を省略して、簡易な免許手続にすることができるよう、告示の改正を併せて行いたいというふうに考えておりまして、セットで普及促進に取り組んで参りたいというふうに考えております。

○前田会長 要するに、自分がどこにいるよという情報を頻繁に発信しているわけですね。

○新井衛星移動通信課長 はい。

○前田会長 人にぶつけられないために必要だということが理解されないとなかなか普及しないという感じですかね。

○新井衛星移動通信課長 はい。

○前田会長 普段ここにいるよとわかっている者同士だったら、それこそ携帯でも十分なのかもしれないですけど。

○新井衛星移動通信課長 ご指摘のとおりでございます。実際にアンケート調査をした時に、先ほど4割の人が必要性はわかるんだけど、いろいろ手続がという話ありましたが、実は6割の人がこういったものを備え付ける必要性というのを感じていないというところもありまして、ですので実際に本当に緊急時に連絡が取れる手段がないというようなことを、まだ漁船など小型船舶の方とか船主さんとかは認識されていませんので、そういうことも普及させるにあたって周知を、しっかりとやっていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○原島代理 ちなみに装置は幾らぐらいするものなんですか。

○新井衛星移動通信課長 船舶共通通信システムでございますと、携帯型と据置型がございます。携帯型でございますと約1万7000円から4万5000円でございます。それと据置型になりますと約2万円から10万円ということです。それから簡易型AISでございますが、こちらは約15万円から30万円という値段でございます。

○前田会長 よろしゅうございますか。それでは特に反対意見はないようですので、諮問第10号につきましては諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

以上で総合通信基盤局関係は終了いたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

(2) V-H i g h帯を使用して行う移動受信用地上基幹放送の業務の認定について（諮問第11号）

○前田会長 それでは審議を再開いたします。最初に諮問第11号「V-H i g h帯を使用して行う移動受信用地上基幹放送の業務の認定について」につきまして、長塩地上放送課長、秋本放送政策課長及び野崎放送技術課長から説明をお願いします。

○長塩地上放送課長 お手元の資料A4縦版でございます。諮問第11号説明資料でございます。V-H i g h帯を使用して行う移動受信用地上基幹放送の業務の認定について、その次のページでございます。別紙1のとおり、5社6番組から申請がございました。これについて審査した結果、さらにその次ページでございますが、全申請を認定することが適当という案を策定してございます。これについて本日審議いただくべく、諮問させていただこうと考えております。

具体的な内容につきましては、別に用意しておりますA4横の資料、パワーポイント形式でございます諮問第11号説明資料「移動受信用地上基幹放送の認定に係る審査について（案）」でございます。これに基づきましてご説明させていただきたいと思っております。

右下、まず1ページ目でございます。今回審査を行いました「V-H i g h放送」とは、地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い、利用可能となったVHF帯のうち高い周波数帯域を使用し、全国を放送対象地域とする移動体端末向けの放送でございます。経緯を申し上げますと、平成22年9月にハード事業者の特定基地局開設計画を認定し、ハー

ド事業者としてジャパン・モバイルキャストィング、ドコモ系が行なっているものでございます。その下の行でございます。ソフト事業者の基幹放送業務を認定しておりまして、mm b i がソフト事業者になってございます。13セグメントを利用しているものでございます。更に平成24年4月、放送サービスが開始され、平成25年12月末には加入者が150万件超となっているというものでございます。

次のページでございます。こちらに記載されておりますのは既に参入している事業者によるマルチメディア放送の概要でございます。

更に3ページ目でございます。加入者数の推移でございまして、直近のものとしましては本年3月末に160.5万契約というふうになってございます。

更に次のページ、4ページ目でございます。V-H i g h 放送に係る認定基準等の改正概要でございます。33セグメントの参入枠のうち20セグメント分が未使用の現状にございます。これを踏まえまして、周波数の有効利用、多様な放送サービスを促進する観点から、改めて平成25年8月から参入希望調査を行いました。その結果、一部審査基準等の改正をする必要が生じたため、平成25年12月に制度改正しているという状況でございますが、具体的な措置の内容については下側の右側でございます。放送の形態につきましてはテレビジョン放送も可能とすること、また申請の単位としましてはより多くの者の参入を可能とするため、1チャンネルごとの申請とすること等の内容に改めてございます。

5ページ目でございます。認定申請受付の結果でございますが、表にまとめさせていただいているとおり、申請者としては5社、希望番組数としては6番組、希望セグメント数としては合計で12セグメントのものが出てきてございます。

その具体的な個社ごとの申請の概要が6ページ目から7ページ目に記載されてございます。

以上につきまして8ページ目でございますが、審査の結果でございます。審査基準が左側、その結果、内容が右側でございます。審査基準の欄の1番目でございますが、「基幹放

送設備の確保可能性」につきましては、既に基幹放送の免許を有するジャパン・モバイルキャストの基幹放送設備を使用することとしており、適正なものとして見受けられます。

2番目の「業務を維持するに足る経理的基礎の有無」につきましては、必要な現預金、預け金等から拠出可能であり、更に5年以内に黒字化する計画等を勘案して、適正なものとして認められます。

3番目の「業務を維持するに足る技術的能力の有無」につきましても、設備の運用、保守を行う確実な体制を有していると認められること。また4番目の「電気通信設備の技術基準への適合性」につきましても、必要な品質の基準に適合していること。5番目の「表現の自由享有基準への適合性」につきましても、申請者及び支配関係を有する者の合計セグメント数は13以下で適合していること。更には6番目、「放送の普及及び健全な発達のための適切性」につきましては、詳細に分かれておりますが、例えば(4)の「放送番組の編集の基準の策定」について、あるいは(9)の「災害に関する放送を行うこと」等の基準、個々に精査したところ、いずれも適正なものとして認められます。

更に7番目の「欠格事由の有無」につきましても、日本法人として設立登記されていること等から、欠格事由に該当しないというものと認められます。

以上全体をもちまして、一番上の行でございますが、全ての申請とも、今ご説明させていただいたとおり、各審査項目の基準に適合しているため、これは絶対審査基準でございますが、基幹放送の業務の認定を行いたいとさせていただくものでございます。

最後にこの審議会にご審議いただきまして、認定を行う案をお認めいただけるということでございましたら、各社とも事業開始に向けた準備を行い、平成27年4月より放送を開始する予定ということでございます。

ご審議のほどお願い致します。

○前田会長 はい、ありがとうございました。本件につきましてご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

○村田委員 これですと33セグのうち13セグがNOTTVで、今回申請が12セグということは、残り8セグ枠残ったということになるわけですね。そうしますと、その資料の4ページのところで、元々マルチメディア放送のみ申請可能にしていたところに、「申請の単位」の下の※印に書いてありますが、マルチメディア放送を行うためにはある程度まとまった周波数が必要だと、今回テレビジョン放送なので、1セグとか2セグみたいなのですが、ちなみにマルチメディア放送を行うにはどのぐらいセグメント数が必要なのでしょう。

○秋本放送政策課長 既に参入しているmm b iの場合は13セグメントを用いて、昼間の間3チャンネル構成、それでそれにプラスして蓄積型放送という形で放送を提供しておられます。ですので、1セグメントだけですとマルチメディア放送というのはちょっと難しいかなと思われれます。

それから先生ご指摘の残り8セグメントが余っているという点につきましては、今回電波監理審議会の本日のご議論を経た上で、仮にお認めいただけますれば、この新たな5社6チャンネルに参入していただいた上で、その後の進捗を見てまた更に募集をかけたい、その際にはまた参入希望調査なども実施してですね、残り8セグメントにつきましてどのような使い方をしたいかというご要望も踏まえながら、申請時期等を決めていきたいと思っております。

○前田会長 他には。

○松崎委員 8セグメント残っていて、1セグメントのマルチメディア放送は不可ということだと、マルチメディア放送はどのぐらいの大きさから可能なのですか。

○野崎放送技術課長 セグメント数を決める上で一番重要なのは、どのような画質を維持するかということとして、地デジの標準画質より若干落ちる程度ですと2から3セグメントが必要になります。結局どれぐらいの画質をサービスとして必要とするのかを、残りのセグメントに入ることを検討する事業者が判断していくということになります。

○原島代理 素人的にはマルチメディア放送蓄積型ですと、時間さえかければ1セグでも画質のいいものを送れるような気がします、そういうものではないのでしょうか。

○野崎放送技術課長 ご指摘のとおりで、蓄積型かリアルタイム型かで変わってきます。

○原島代理 リアルタイム型でないマルチメディア放送の方がむしろ少ない、1セグでもいい品質を送れるのではないかと、したがって1セグでもマルチメディア放送可能なのではないかというふうに思いますけれども。

○野崎放送技術課長 1セグでも、蓄積型で夜間に送信して、端末に蓄積するというのであれば、かなり画質がいいものも再生できますし、リアルタイム型か蓄積型かによって必要とされるセグメント数も当然変わってくると思います。

○松崎委員 セグメントを細かく割ってしまうことが、マルチメディア事業者を排除する方向になるということはある得ないということですね。

○野崎放送技術課長 はい。最小単位として1セグですが、2セグでも3セグでも入れますので、1セグという単位をきちっと作ったというのは参入しやすくなるという意味で重要と思っています。

○原島代理 現在受信可能な端末はドコモが提供している携帯であるわけですね。一方で同社のサービスはパソコン受信が今可能になっているか、必ずしも限られた端末でなくてもできるかということなのですが、現在まだほとんどパソコン受信はなされていないと思います。それは制度的な問題なのか、あるいはビジネスの問題なのか、どうなのでしょう。

○野崎放送技術課長 知っている範囲でお答えしますと、おそらく対応する受信チップの問題がありまして、地デジワンセグ専用のチップですと比較的普及していますので、値段もかなり安いと思いますが、V-H i g h放送に対応するには、その放送に対応したチップが必要になってきます。パソコンにはそうしたチップが搭載されていないので、受信できないのではないかと思います。

○原島代理 地デジワンセグですとUSBに挿せばいいというものがありますね。そうすると基本的に値段の問題かと思うのですが、値段以外にですね、特許の問題とか、場合によってはそういうことはしてはいけない、どこかに規制がかかっているとかですね、何かそういうことはあるのでしょうか。

○野崎放送技術課長 特許関係はよくわかりません。規制ということではなく、例えば最近 아이폰も外付けでUSB端子に接続してワンセグを受信できるようなデバイスも出ているようですが、V-High放送対応のチップを搭載したdongleを商品化するメーカーはまだ現れていないということだと思います。

○原島代理 結果として出ていないということですか。

○野崎放送技術課長 はい。

○原島代理 そういうものが出てくれば視聴者は急速に増えてくるのではないかというように個人的には思いますけれども。

○村田委員 もう一つすみません。空いている20セグで、かなり新しい放送と通信が融合するようなサービスというものができたらいいのですが、まだ現時点ではなかなかそれで申請者にハードル高くするのは難しい一方で、空けたままにしておくよりは使うべきだろうというのは、たしかこの修正の基準を作った去年のこの席でもそういう話だったと思うのですが、今の流れを見ると、13セグ以外はですね、テレビジョン放送で埋まっていて、残り8セグありますけど、限りあるセグメント数の中で、13セグ以外のところが全部テレビジョン放送で埋まってしまった場合に、新規性のある放送事業を行う人たちが逆に参入できないような、あるいはその新規のものを作っていく場所がないような、個人的にはそういう印象を受けるのですが、その辺はどうなのですか。せっかくV-High帯を空けたのにテレビジョン放送で埋まるというのももったいない感じもするのですが、残り8セグも今の流れでいくと、恐らくテレビジョン放送中心になるのかと思うのですけれど。

○秋本放送政策課長 ご質問の点、その新規性のあるビジネス、あるいは通信・放送を連携させたビジネスのために周波数をお使いいただきたいという思いは私どもも持っておりまして、当然残りのセグメントにつきましても、そうした利用法も可能ということで、時期を見て、新たな参入の様子も見ながらですね、募集をかけたいと思っております。他方で、既に参入しておられるmm b iさんのこのサービスの実績を見ると、リアルタイム型放送と蓄積型放送を組み合わせで放送しているわけですが、ユーザーの圧倒的なニーズはリアルタイム型放送にありそうだということもビジネスの実態としてわかってきておりまして、他方で端末では融合していると言いますか、通信端末としての利用と、放送端末としての利用が一つの端末で実現しておりますので、どこを捉えて融合と捉えるかということだと思っております。ビジネスニーズ、そして事業性ということも考えなければなりませんので、受信者のニーズも見ながら今後のビジネスを考えていただき、私どもとしては残りの周波数の有効利用をできるだけ図っていきたくと考えています。

○村田委員 わかりました。

○原島代理 マルチメディア放送は将来の形態についていろいろ議論されてきたんですが、実際には考えたほどニーズがないということは、それに相当するオルタナティブと言いますか、ライバルがかなり出てきてしまったということなのでしょうか。

○秋本放送政策課長 放送と言うかどうか法制面の整理は別といたしまして、通信回線も大容量化しておりますので、類似のサービスなりアプリケーションなりが登場してきているということは、平成22年にハードの認定をした頃に比べますと、この帯域、このビジネスに対する需要というのはかなり落ち着いた目で皆さんご覧になっているということだと思います。

○前田会長 他にはよろしいでしょうか。

○原島代理 是非残りの8セグ、貴重な周波数ですので、有効活用に今後とも努力していただくということで、今回については、12セグ認定ということで結構だと思います。

○前田会長 それでは諮問第11号につきましては、諮問のとおり認定することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特にご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

報告事項（情報流通行政局関係）

○ 「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」について

○前田会長 次に報告事項に移ります。「放送法及び電波法の一部を改正する法律案について」につきまして、秋本放送政策課長から説明をお願いいたします。

○秋本放送政策課長 それではお手元の資料に基づきまして法律案の概要についてご説明させていただきます。この法律案は先月3月14日に閣議を経てこの通常国会に提出をさせていただいているものでございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。趣旨と主な改正事項をお示ししてございます。趣旨のところ、その枠囲いの下の※印をご覧いただきたいと思います。平成19年に放送法改正がございました。その放送法改正の附則におきまして、法施行5年後の検討、見直しが求められておりました。平成19年放送法改正が施行されましたのは平成20年の4月1日でございますので、5年後は平成25年の4月1日にあたる。この時点で政府として検討していなければならないということでございましたので、平成24年11月から昨年末にかけて、「放送政策に関する調査研究会」において学識経験者にお集まりいただき検討を重ねて参りました。その検討結果を踏まえた改正案ということでございます。主

な改正事項は4つございまして、民放関連で2つ、NHK関連で2つでございます。次ページ以降これらについてご説明させていただきます。

2ページをご覧いただきたいと思っております。民放関連の1点目でございます。地域経済の低迷等に起因して、放送事業者、特にラジオ放送事業者の経営状況が悪化いたしております。こうした中で経営基盤の強化に自主的に取り組もうとする放送事業者の方もおられます。こうした事業者の放送が基幹メディアとして存続できるようにするために新たな認定制度を設けたいということでございます。改正内容のところでは1つ目の丸、放送系、チャンネルの数の目標というのを基幹放送普及計画で総務大臣が示しております。経済事情の変動によってこのチャンネルの数の目標の達成が困難となるおそれがある等と認められる地域を放送の区分ごとに、指定放送対象地域として総務大臣が指定することができることといたします。この指定放送対象地域に係る基幹放送事業者は、業務の合理化、組織の再編成等による収益性の向上を図る経営基盤強化計画を作成した上で総務大臣の認定を受けることができることとする制度でございます。この認定を受けますと、放送法、電波法上の特例措置を受けることができるというわけでございます。どのような特例措置があるかと申しますと、主なものとして2つ挙げてございます。5年に1度、地上基幹放送事業者の方々には再免許等を受けていただいております。その再免許等の審査に際しまして、経理的基礎審査を免除するというのが1点でございます。また、単独で業務の合理化、組織の再編成に取り組むのではなく、他の事業者と連携、共同してこの計画を作成するということも可能でございます。他の事業者と連携する形で、複数の放送事業者が異なる放送対象地域において同一の放送番組を放送することを可能とするといった特例措置も設けているところでございます。これによるメリットといたしまして、下にポンチ絵でお示ししてございますように、番組制作費を削減することができ、番組を各中継局に送出するマスターと呼ばれる送出設備もいずれは統合することが見込まれます。また県境にこれまでは設置されております中継局設備、この設置も場合によっては効率化することができるという

た経営合理化効果が見込まれるところがございます。ただ、この同一の放送番組を放送することを可能とするに当たりまして、枠囲いの※印のところに記載してございますように、地域性の確保のために、代替措置も考えていただくことを求めています。例えば、X県で災害が起こった時に、このX県向けの災害放送を行う体制はきちんと整えておくといった代替措置の提示もお願いすることを考えております。

3ページにお進みいただきたいと思っております。民放関連の2点目でございます。地域経済の低迷等によりまして、ローカル局におきまして株主等を地元で確保することが困難となってきました。こうしたことを踏まえて、マスメディア集中排除の一般原則は堅持しつつ、認定放送持株会社の下で議決権保有が可能な範囲を拡大しようとするものでございます。左側に現行制度、右側に改正案という形で改正内容をお示ししてございます。左側からご覧いただきますと、現行制度ではマスメディア集中排除原則で3分の1までの議決権保有が可能でございます。マスメディア集中排除原則は複数の放送事業者を支配することを禁じており、その支配の概念について、3分の1以上の議決権保有と定めております。この例外として、平成19年の放送法改正で、認定放送持株会社の制度を作りました。この制度を活用しますと、放送対象地域で最大12まで子会社として傘下に収めることができます。子会社でございますので、議決権保有は2分の1を超え、100%までの保有が可能ということでございます。資料の図で緑で塗りつぶしている部分でございます。こうした現行制度について、持株会社による株式引受けを拡大する形で、3分の1から2分の1までの議決権保有を可能にするというものでございます。

その他の規制の見直しといたしまして、認定放送持株会社の資産要件の緩和も盛り込んでおります。放送事業者を傘下に収める持株会社であることの要件として、総資産のうち2分の1超を子会社である基幹放送事業者の株式が占めるということを現行制度では求めています。これにつきまして、「放送政策に関する調査研究会」では、分子に参入できる要素を子会社の株式だけではなく、放送事業者の適切な経営管理を行うために必要な資産、

放送事業用の有形固定資産などを分子に参入できるようにすることが適当とのご指摘がございましたので、それに応えようとする改正でございます。その他役員等の定義の一層の明確化、柔軟化に関する改正も盛り込んでいるところでございます。

4ページにお進みいただきたいと思えます。4ページと5ページはNHK関連の改正事項でございます。国際放送につきましても、平成19年の放送法改正で、外国人向けテレビ国際放送についての制度の充実を図っております。今回の改正では施行5年後の見直しとして、この外国人テレビ国際放送を国内で視聴できる機会を増やし、その認知度の向上を図ることを目的としております。改正内容のところで、これも現状を左側に、改正内容を右側にとり、という形で改正内容をお示ししてございます。現状では外国人向けテレビ国際放送の番組を一部のCATV事業者等に提供する業務を期限付きで認可しております。いわゆる特認業務でございます。平成27年の12月末までという期限付きの認可となり、現状では19のCATV事業者等に対する番組提供が認可されております。これをCATV事業者のみならず、広く国内のNHK以外の放送事業者への番組提供をすることができるよう、NHKの恒常的な業務として放送法第20条第2項の中に位置付けるという改正を盛り込んでおります。

それから国際放送の手續の簡素化についても改正を盛り込んでおります。現行法では休廃止について全て総務大臣の認可が必要でございますし、開始及び休廃止につきまして全て経営委員会の議決が必要でございます。こうした現行制度を放送区域の小さい外国の地域衛星については事後届出で済むようにいたします。また経営委員会の議決につきましても、経営委員会が軽微と認めた事項についてはこれを不要とするという改正を盛り込んでおります。

5ページにお進みいただきたいと思えます。NHKの改正項目の2点目でございます。NHKのインターネット活用業務の拡大でございます。現行法の下では、NHKが放送した番組、「既放送番組」のインターネット配信が恒常的な業務として位置付けられておりま

して、NHKが定めて総務大臣が認可する実施基準に従うという形で実施されているものでございます。この他に、こちらの電波監理審議会にも過去何度かお諮りしております、らじる★らじる、そしてロンドンオリンピック、ソチオリンピックにおける放送対象外競技のライブ配信、ハイブリッドキャスト、これら3つは特認業務として総務大臣の認可を受けた上で提供されております。また、必須業務に附帯する業務として、東日本大震災時の番組ネット同時配信、そして国際放送の同時配信が提供されているところでございます。

このように個々の業務ごとにその都度整理がなされてきておりますが、ブロードバンドの普及に伴う国民、視聴者のニーズの多様化、高度化を踏まえ、任意業務として提供されるインターネット活用業務の位置付けを整理し、規律を簡素化、明確化、透明化する改正案を用意しているところでございます。

ラジオや国際放送の同時配信等を含め、NHKのインターネット活用業務を恒常的な業務として実施可能にいたします。その際にインターネット活用業務に関する包括的な実施基準をNHKの方でまずお作りいただいて、これを総務大臣が認可する制度としております。その総務大臣の認可基準も、この改正法案の中に盛り込んでおります。下に丸を2つ打ってございます。1つ目の丸のところ、認可基準といたしまして、公共性があること、規模が過大でないこと等を盛り込んでいるところでございます。その上で事後的な規律も導入しております。実施基準が認可基準に適合しなくなった場合における総務大臣による認可の取消しの規定を設けるとともに、この認可をいきなり取り消しますと、既に多くの利用者が存在するそれぞれのインターネット活用業務において利用者に不測の不利益が生ずるおそれがあるため、認可の取消しの前に変更勧告を前置するという制度を設けております。更にNHK自身が少なくとも3年ごとに業務の実施状況の評価を行うよう努めることとするという規定も設けているところでございます。

以上4項目を盛り込みまして、3月14日に国会に本改正案を提出致しました。今後国会でご審議いただき、成立いたしますれば、また関連の政省令を整理いたしまして、公布

日から1年以内の政令で定める日に施行したいと考えているところでございます。簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは本件に関してご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 参考までに勉強させていただきたいのですが、まず放送事業者の経営基盤強化計画についてお伺いします。図の描き方の問題かもしれませんが、結局新たに他の事業者と連携するという説明がございましたけれども、下の図を見ると、何か一の放送事業者が二つのチャンネルを持っていて、別々の県についてそれぞれ放送しているように見えませんが、これはそういう意味ではなくて、それぞれの県に別々の放送事業者がいて、連携して同一の放送番組を放送出来る、そういうふうに解釈してよろしいですね。

○秋本放送政策課長 はい。

○原島代理 それから4番目のNHKのインターネット活用業務の拡大ですが、これはいろいろと微妙な問題があると認識しておりますが、まず先にお聞きしたいのは、もしこの法律が成立した際に、総務大臣の認可を受けてNHKが実施基準を定めるとありますが、電波監理審議会はこの手続のどこに関係してくるのでしょうか。

○秋本放送政策課長 この改正案では大臣認可の際に電波監理審議会に諮問し、ご審議をお願いすることにしております。

○原島代理 わかりました。この法律自体は国会事項だと思いますが、その具体的なところになると、電波監理審議会が関係してくるということでございますね。

○秋本放送政策課長 はい。そういったことで申しますと、法律成立後、省令の制定や改正につきましても電波監理審議会に諮問して審議をお願いすることになります。また、告示もございますので、よろしく願いいたします。

○原島代理 電波監理審議会の諮問にかかるもので重要なものは、その前にパブコメを行い、その中でいろいろな意見の違いも出てくると思いますが、国会の場合は、パブコメではなく、いわば質疑がその代わりということになるのでしょうか。

○秋本放送政策課長 法律案につきましては、国会でのご審議をお願いすることになりますので、一般にパブコメを事前に募るといったことはございません。

○原島代理 国会の審議の過程でそれぞれのご意見が出てくることがパブコメの代わりになるということですか。

○秋本放送政策課長 はい。

○山本委員 今の点ですが、法律案そのものに関してはパブコメはありませんが、法律案を作成するその前の段階の審議会や、あるいはこの場合研究会になりますが、研究会の報告書等に関してはパブコメが実施されるのが通常ですし、今回のケースに関してもそれは実施をしています。

○原島代理 既に実施済みであるということですか。

○秋本放送政策課長 研究会のこの取りまとめ内容につきましては、第1次、第2次にわたってパブリックコメントを実施しております。

○原島代理 その時の大体の雰囲気と言いますか、パブコメではどういったご意見があったのでしょうか。

○秋本放送政策課長 まず2ページの新たな認定制度につきましては、当面ラジオを対象とすべきだというご意見もあれば、テレビも対象に含めていいのではないかという一部の意見もございました。どちらかと言うとラジオを対象とすべきだというご意見の方が多かったと承知しております。

また、3ページの認定放送持株会社の認定要件の緩和につきましては、これは総じて歓迎する賛成のご意見が多かったと承知しております。

さらに、4ページにつきまして、国際放送の番組の国内放送事業者への提供業務の恒常化、これも反対意見は特になかったと承知しております。

5ページのNHKによるインターネット活用業務の拡大につきましては、民放連や新聞協会などから、総務大臣の認可に際し、公共性があること、規模が過大でないこと、更に市場に与える影響もきちっと審査することを求める意見が一番多かったと承知しております。ただし、単に反対といったご意見は多くなかったと記憶しております。

○前田会長 3ページ目の持株会社の話ですが、現行制度で持株会社の場合には、子会社に対して100%の議決権保有が可能だということでしょうか。

○秋本放送政策課長 子会社に対しまして50%を超え100%までの議決権保有が可能です。

○前田会長 そうであれば、その右側で3分の1から2分の1以下の残りの部分であるかの如く表現されているのは、これはその子会社が持ち、かつ自分自身も持つことが可能だということでしょうか。

○秋本放送政策課長 個々の放送事業者に対しまして、3分の1から2分の1までの議決権保有が可能になるということです。

○岡本放送政策課企画官 持株会社が子会社を通じて株式を持つということではなく、現行制度では2分の1超の議決権を持つことを子会社化と呼んでいるもので、現在の持株会社制度においても子会社化は可能です。けれども40%や35%といったような子会社に至らないような支配、少し言葉が悪いですが中途半端な支配というものはできない。それは元々のこの制度の趣旨は放送事業者のグループ経営をしっかりとやっていくということですので、一番確実にグループ経営が見込まれるのは2分の1超の議決権を持って子会社という形がっちりグリップしているというものだと当時は想定をしたのですが、先ほどご説明したような事情等ございまして、3分の1から2分の1までの保有について規制緩和をするということでございます。

○前田会長 この絵に惑わされているかもしれないのですが、右側の絵その緑色、両方とも緑色になっていますよね。それで子会社化の他にこの2分の1から3分の1のところはまた別に持てると、そういったことを表しているのかなと思ったのですがそうではないと。これは単純にこの子会社でなくても2分の1から3分の1のところは持てるとそういった意味なのでしょうか。

○岡本放送政策課企画官 子会社でなくてもというか、今の制度でも持株会社の下に12地域まで子会社を置くことができます。定義上、50%超の議決権を持って初めて子会社と呼んでいます。

○前田会長 子会社と呼ぶ定義ですね。

○岡本放送政策課企画官 はい。45%では子会社と呼べないので今の制度では持てません。それを子会社に当たる50%超であろうと、あるいは子会社に当たらない45%とか35%といったレベルのもの、法律上両方を併せて関係会社と定義しておりますが、子会社に当たらない関係会社であろうと、いずれかについて最大12までの範囲で持株会社の下に置くことができるとするものです。持株会社は、例えば子会社を12持つこともできますし、子会社に当たらない関係会社を6、子会社を6持つこともできるというのが改正後の制度として想定されます。なお、最低1つは子会社を持つことが認定要件となっております。

○南大臣官房審議官 持株会社が持てる範囲が広がるということなのです。

○前田会長 持てる範囲が広がる。資料3ページの図のこの0から100%までが青と緑で埋まりますよね。左側の図が何を意味しているのか、がよくわからないのですが。

○秋本放送政策課長 ご説明不足ですみません。左側は3分の1から2分の1まで空白地帯になっておりまして、不可と書いてございますが、これは現行制度をいかに使っても、放送事業者に対しては3分の1から2分の1までの議決権保有ができないということを示しております。

○前田会長 わかりました。

○原島代理 逆に今までそのようにしていたというのは何か積極的な理由があったのですか。

○岡本放送政策課企画官 先ほど申しましたように、この制度は元々放送事業者のグループ経営を可能にするという制度でございます。

○原島代理 グループ経営を可能にするためにここを持たないようにしてあったということですね。

○岡本放送政策課企画官 そうです。グループ経営と言った時に、一番確実にそのグループ性が担保できるのは、持株会社がしっかりとハンドルをして経営管理ができる50%超の議決権を持つ子会社だろうと考えました。これに対して45%や35%の議決権ではそこまで強い経営管理ができないのではないかと考え、当時の制度導入時には確実に強い経営管理ができるような50%超という要件にした経緯があります。

○原島代理 逆に3分の1までであればマスメディア集中排除原則に違反しないから可能であったということですね。

○岡本放送政策課企画官 そうです。そこは幾らでも持っていていい。

○原島代理 幾らでもいいけれども。

○岡本放送政策課企画官 その中くらいの45%や40%といったところは、子会社にも至らないので持てず、かつ、マスメディア集中排除原則でも持てない空白地帯でございました。その空白地帯を解消するというのが今回の趣旨でございます。

○前田会長 子会社及び関係会社の定義はこの放送法の中で規定されていて、いわゆる会社法の定義なども変えますということが書いてある、そういうことでしょうか。

○岡本放送政策課企画官 会社法上の子会社や関連会社とは別の概念を持ってまいりまして、マスメディア集中排除原則上の支配関係にあたるものを関係会社と定義いたしまして、そのマスメディア集中排除原則にいわば「引っかかる」ものが関係会社であり、認定放送

持株会社制度を使うことで、その関係会社を最大12までその下に置くことができるといった制度改正となっております。

○秋本放送政策課長 会長代理からご質問のあった点についてですが、制度創設当初は、50%超持っていれば必ず第1位の株主であるわけですね。他に有力な株主がないということによってしっかりとしたグループ経営をしていただくこととなります。今回の改正はむしろローカル放送事業者の株主側の事情で株式を手放したいというご事情がございます。これをローカル放送事業者自身が自社株買いしてしまいますと、議決権がない株式になってしまいますので、議決権保有株式全体が減り、結果として系列のキー局の議決権保有比率が上がってしまい、マスメディア集中排除原則に違反しかねない。また、地元経済界に適切な株式の引取り先もない、そこで、このマスメディア集中排除原則を緩和するか、それとも認定放送持株会社制度で何か工夫できないかということを検討してまいりました。一般のマスメディア集中排除原則の支配の基準については平成23年に議決権保有比率を5分の1から3分の1まで緩和しておりましたので、これを更に緩和するということは放送の多元性、多様性、地域性をないがしろにしかねないだろうということで、認定放送持株会社の下では12地域まで支配できるという、その枠組みは変えないで、50%以下のところ、3分の1から2分の1までの空白地帯を埋めることで手当しようということとなりました。

○原島代理 背景が見えてよくわかりました。ありがとうございます。

○前田会長 5ページ目のインターネットの話で、恒常的な業務として位置付けるという方向性には賛成なのですが、改正案の中で、NHKが実施基準を定めれば中身は基本的に何でもいいとしています。何でもいいというのは語弊がありますが、その基準に合っさえいけばどういったやり方をしてもいいということになるわけですね。

○秋本放送政策課長 はい。この実施基準の定め方というのは、改正法が成立した後の工夫がいろいろ要るかと思うのですが、例えばオリンピックの放送対象外競技の場合で言い

ますと、ロンドンオリンピックの度、ソチオリンピックの度ごとに、これまでは特認業務の申請が上がってきて、電波監理審議会での審議をお願いし、逐一認可をしておりました。これをロンドンやソチと言わずに、オリンピックであれば放送の枠内で放送し切れない競技についてはライブ配信をしたいというような申請が恐らく上がってくるようになるだろうかなど想定しております。

○前田会長 そういった意味ではもっと問題になるとすれば、その放送で対応しきれないという条件がつかない場合とかですかね。今までは、他の放送局がライブでやらないという前提の下に行われておりましたが、そういった限定を仮に外した場合に、例えば自分が放送しているものと同じものをインターネットで流すというのは簡単に考えられるかもしれませんが。

○秋本放送政策課長 そこは認可基準に照らして、また、パブリックコメントも募って審査することになります。

○前田会長 どういった運用にするかということの問題ない範囲に設定しようと、そういうことですね。

○秋本放送政策課長 認可するかしないかをこの電波監理審議会にもお諮りして決めていくことになるかと思っております。

○前田会長 他にはいかがでしょう。

○原島代理 ラジオ放送の同時配信はラジオといった形で限定されており、オリンピックも放送対象外の競技に限定されているという一方で、放送・通信連携サービスはかなり幅広いことをやられております。この放送・通信連携サービスというのは、一般名詞ではなく固有名詞でかなり限定され、定義がされているものなのではないでしょうか。既にハイブリッドキャストとして実施されておりますが、NHKがネットワークを使って、一般的にできるという話ではなく、かなり限定されたものについてできるという、そういった意味なのではないでしょうか。

○秋本放送政策課長　ここで限定というよりは、上下の比較で、現行制度の下でこの放送・通信連携サービス、ハイブリッドキャストにつきましては特認業務として位置付けて、電波監理審議会にお諮りして認可をしてきておりますので、こうした既存業務をこの包括的実施基準の方にきちっと全部位置付けていただき、それに加えて何か新たなサービスがあるかどうかといったことをNHKの方でまず実施基準を作ってください、それを認可するかどうかを決めていくということで、この実施基準を認可する中で業務範囲を限定するといった意味があります。

○原島代理　逆に一般的にNHKがインターネットで放送できるといったように法的になりましたというわけではないのですね。

○秋本放送政策課長　そうではないです。

○原島代理　わかりました。

○山本委員　今の辺りの話は研究会でもかなり議論になった点で、民放連等は、NHKがその業務を肥大化させることを警戒して、何か具体的な手続を特別に設けるべきだといった主張をされていたと思いますが、ただ一方でそれが実効的に働くかということ、イギリスの例などを見ても、あまり重い手続を取ると機能しないことがあると。個別の認可を受けるというのではなく、結局はこういった包括的な認可を受けると。ただその際には、先ほどもお話がありましたが、パブコメを行うとか、電波監理審議会がきちっとチェックするというのでこの案をまとめられていると思います。ですから恐らく、この中にあるものを、例えばらじる★らじるのように、ほとんど問題ないだろうと思われるものから、今お話がありましたハイブリッドキャストのように、一体何が始まるのか、これからどんどん展開していくもので、今の段階でどのように展開していくのかが必ずしもわからないようなものも入っていますので、恐らくそこは実態としては包括的に何かするという中でも、もうこれであれば大丈夫でしょうという形でやるものもあれば、ハイブリッドキャストな

どはそれに比べるともう少し具体的に計画を作ってください、大臣認可の際に細かく見ていくということになるのではないかと思います。

○前田会長 ありがとうございます。他にはありますか。特に他にないようでございますので、以上で報告を終わらせていただきます。それでは以上で情報流通行政局関係の審議を終了いたします。ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了ということで、次回の開催は平成26年5月14日、水曜日、14時からを予定していますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。